

健 発 0906 第 7 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第296号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第7項（※）を改正し、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第7項においては、現行規定上、以下の者を予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条の適用対象から除外することとしている。

- ・ 12歳以上未満の者
- ・ 12歳以上60歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に3回受けたもの

第二 施行期日

公布の日（令和4年9月6日）

予防疫種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年九月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十六号

予防疫種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防疫種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「次に掲げる者」を「六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防疫種を既に三回受けたもの」に改め、同項各号を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄